

## 名古屋市認定地域建造物資産保存活用助成実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市都市景観条例（昭和59年名古屋市条例第17号）第32条第1項の規定により、認定地域建造物資産（以下「認定地域資産」という。）の保存又は活用に関し、助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の助成金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる行為（以下「助成対象行為」という。）は、認定地域資産の保存又は活用に必要な次に掲げる行為とする。

(1) 認定地域資産の外観の保存工事（構造耐力上主要な部分の修理を含む。）

(2) 認定地域資産のうち建築物の内部改修工事

2 前項で定める助成対象行為であっても、他の制度による補助金を受ける場合においては、この要綱による助成を受けることができない。

(助成を受けることができない者)

第2条の2 助成を受けようとする者が、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者または同条例第2条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合は、助成を受けることができないものとする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、予算の範囲内で、助成対象行為に要する費用の2分の1以内の額とする。ただし、100万円を限度とする。

(交付の申請)

第4条 助成を受けようとする者は、建築確認申請等行政上の手続に着手する4週間前（行政上の手続を要しない行為にあっては、助成対象行為に着手する4週間前）までに、認定地域建造物資産保存活用助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請をしなければならない。

(1) 現況図又は設計図書

(2) 助成対象行為積算書

(3) 現況写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の申請の内容を審査し、助成を行うべきものと決定したときは認定地域建造物資産保存活用助成金交付決定通知書（第2号様式）により、助成を行うに適しないと認めたときは認定地域建造物資産保存活用助成却下通知書（第3号様式）により、申請をした者にその旨を通知するものとする。

(申請内容の変更)

第6条 前条の規定により交付決定通知を受けた者（以下「助成対象行為者」という。）は、第4条の規定により申請した内容を変更しようとするときは、あらかじめ認定地域建造物資産保存活用助成変更申請書（第4号様式）に変更の内容がわかる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、助成対象行為の内容に影響を及ぼさない軽微な変更の場合は、この限りでない。

(変更承認の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは変更を承認し、認定地域建造物資産保存活用助成変更承認通知書（第5号様式）により、適しないと認めたときは認定地域建造物資産保存活用助成変更却下通知書（第6号様式）により、助成対象行為者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 助成対象行為者は、助成の申請を取下げるときは、第10条の規定による助成対象行為完了報告書を提出するまでに認定地域建造物資産保存活用助成取下届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(着手届の提出)

第9条 助成対象行為者は、助成対象行為に着手したときは、着手届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、交付決定通知日から起算して30日を経過した日までに提出しなければならない。ただし、助成対象行為者が当該期間内に提出しないことについて正当な事由があると認められる場合は、この限りでない。

(完了報告書の提出)

第10条 助成対象行為者は、助成対象行為が完了した場合、助成対象行為完了報告書（第9号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事完成写真
- (2) 支払明細書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、助成対象行為が完了した日から起算して30日を経過した日又

は交付決定通知日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、助成対象行為者が当該期間内に提出しないことについて正当な事由があると認められる場合は、この限りでない。

(助成金の額の確定の通知)

第11条 市長は、前条の規定による助成対象行為完了報告書を受理したときは、報告の内容を審査するとともに、必要に応じて現地確認を行い、助成金の額を確定し、その旨を認定地域建造物資産保存活用助成金確定通知書（第10号様式）により、助成対象行為者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第12条 前条の通知を受けた助成対象行為者は、速やかに認定地域建造物資産保存活用助成金請求書（第11号様式）により助成金の交付を請求するものとし、市長は、請求書の提出があったときは、速やかに助成対象行為者に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第13条 市長は、助成対象行為者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に基づき提出された申請書等の内容が虚偽であったとき。
- (2) 助成対象行為者が法令に違反する行為を行ったとき。
- (3) 助成対象行為者が第4条の申請をしたときに、第2条の2に該当していたことが判明したとき。
- (4) 第8条の規定による認定地域建造物資産保存活用助成取下届を受理したとき。
- (5) 第9条第2項の規定による期間内に着手届が提出されなかったとき。
- (6) 第10条第2項の規定による期間内に助成対象行為完了報告書が提出されなかったとき。
- (7) その他、市長が助成金の交付を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合においては、速やかにその旨を認定地域建造物資産保存活用助成取消通知書（第12号様式）により当該助成対象行為者に通知するとともに、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われている場合においては、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(認定地域資産の管理及び処分の制限)

第14条 助成対象行為者は、助成を受けた認定地域資産を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 規則第23条ただし書に規定する期間は工事完了から10年間とし、助成対象行

為者は、少なくともその間、助成を受けた認定地域資産を保存又は活用するよう努めなければならない。

3 規則第23条本文に規定する市長の承認を受けようとする者は、認定地域建造物資産保存活用助成物件処分承認申請書（第13号様式）により、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の申請を承認するものと決定したときは、その旨を認定地域建造物資産保存活用助成物件処分承認決定通知書（第14号様式）により申請した者に通知するものとする。この場合、市長は規則第24条の規定により、期限を定めて、交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（助成対象行為の公表）

第15条 市長及び景観法（平成16年法律第110号）第92条第1項の規定により市長が指定した景観整備機構は、助成対象行為の完了後、認定地域資産の保存又は活用の促進のために、ホームページ、パンフレット等を利用して当該助成対象行為の概要について公表することができる。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者住所

フリガナ  
氏名

生年月日

(団体の場合は、所在地、名称、代表者氏名及び生年月日)

### 認定地域建造物資産保存活用助成金交付申請書

名古屋市都市景観条例第32条の規定に基づく助成を受けたいので、名古屋市認定地域建造物資産保存活用助成実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

助成対象行為を行う場 所	名古屋市 区
助成対象行為の内容	
助成対象行為の 着手予定年月日	年 月 日
助成対象行為の 完了予定年月日	年 月 日
助成対象行為に 要する経費	金 円

(注) 1 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 現況図又は設計図書
- (2) 助成対象行為積算書
- (3) 現況写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 名古屋市認定地域建造物資産保存活用助成実施要綱第2条の2の規定に該当するときは、認定地域建造物資産保存活用助成金を交付しません。また、交付決定後にその旨が判明したときは、交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。上記事由を確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第2号様式

年 月 日

様

名古屋市長

印

認定地域建造物資産保存活用助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました認定地域建造物資産保存活用助成については、次のとおり助成金を交付することを決定しましたので通知します。

交付決定番号	
助成対象行為を行う場所	名古屋市 区
助成対象行為の内容	
助成金の額	金 円
交付の条件	

(注) 助成金の額は、助成対象行為の完了年度の予算の範囲内で交付することになります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第3号様式

年 月 日

様

名古屋市長

印

認定地域建造物資産保存活用助成却下通知書

年 月 日付けで申請のありました認定地域建造物資産保存活用助成については、審査の結果、次の理由により助成できませんので通知します。

(理由)

第4号様式

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者住所  
氏名

認定地域建造物資産保存活用助成変更申請書

年 月 日付け交付決定番号 の申請の内容について変更したいので、名古屋市認定地域建造物資産保存活用助成実施要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

変更内容及び理由	変更内容	
	変更理由	
助成対象行為に要する経費	変更前	変更後
	金 円	金 円

(注) この申請書には、変更内容を示す書類を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様

名古屋市長

印

認定地域建造物資産保存活用助成変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のありました交付決定番号 の認定地域建造物資産保存活用助成については、次のとおり内容の変更を承認しましたので通知します。

助成対象行為 の 変 更 内 容		
助 成 金 の 額	当初交付決定額	変更後交付決定額
	金 円	金 円
交 付 の 条 件		

(注) 助成金の額は、助成対象行為の完了年度の予算の範囲内で交付することになります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第6号様式

年 月 日

様

名古屋市長

印

認定地域建造物資産保存活用助成変更却下通知書

年 月 日付けで変更申請のありました交付決定番号  
の認定地域建造物資産保存活用助成については、次の理由により、内容の変更  
を認めることができませんので通知します。

(理由)

第7号様式

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者住所  
氏名

認定地域建造物資産保存活用助成取下届

年 月 日付け交付決定番号 で交付決定を受けました認定  
地域建造物資産保存活用助成ついて、次の理由により助成の申請を取下げたい  
ので届け出ます。

(理由)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第8号様式

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者住所  
氏名

着手届

年 月 日付け交付決定番号 で交付決定を受けました  
助成対象行為は、次のとおり着手しましたので報告します。

助成対象行為の 着手年月日	年 月 日
助成対象行為の 完了予定年月日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(あて先) 名古屋市長

申請者住所  
氏名

助成対象行為完了報告書

年 月 日付け交付決定番号 で交付決定を受けました助成対象行為は、次のとおり完了しましたので報告します。

助成対象行為の着手 年月日	年 月 日
助成対象行為の完了 年月日	年 月 日
助成対象行為に要した経費	金 円

添付書類

- (1) 工事完成写真
- (2) 支払明細書
- (3) その他市長が必要と認める書類

※市記入欄

検 査 調 書		検査日	年 月 日
検査員 職氏名		立会者 職氏名	
検 査 結 果			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第10号様式

年 月 日

様

名古屋市長

印

認定地域建造物資産保存活用助成金確定通知書

年 月 日付けで提出のありました助成対象行為完了報告書を  
審査した結果、次のように認定地域建造物資産保存活用助成金の額を確定しま  
したので通知します。

交付決定番号	
認定地域建造物資産 保存活用助成金の 確定額	金 円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第11号様式

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

住所  
氏名

認定地域建造物資産保存活用助成金請求書

年 月 日付けで交付決定のあった認定地域建造物資産保存活用助成金について、名古屋市認定地域建造物資産保存活用助成実施要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額	金 円
交付助成金の受入先	金融機関名： 口座番号： フリガナ 口座名義：

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする

第12号様式

年 月 日

様

名古屋市長

印

認定地域建造物資産保存活用助成取消通知書

年 月 日付け交付決定番号 は、次の理由により、交付決定の取り消すものとし、名古屋市認定地域建造物資産保存活用助成実施要綱第13条第2項の規定により通知します。

(理由)

第13号様式

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者住所  
氏名

認定地域建造物資産保存活用助成物件処分承認申請書

過去に認定地域建造物資産保存活用助成を受けた建築物等について、名古屋市補助金等交付規則第23条に規定する財産の処分をしたいので、次のとおり申請します。

行為地	名古屋市 区
財産の処分の内容	
交付決定番号	
助成対象行為の 完了年月日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする

第14号様式

年 月 日

様

名古屋市長

印

認定地域建造物資産保存活用助成物件処分承認決定通知書

年 月 日付けで提出のありました認定地域建造物資産保存活用助成物件処分承認申請書の内容を承認することを決定しましたので、名古屋市認定地域建造物資産保存活用助成実施要綱第14条第4項の規定により通知します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。